

川崎市交通局特定物品等契約事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、物品購入及び修繕の契約事務を迅速かつ効率的に執行するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 課長 川崎市交通局分課分掌規程第2条に掲げる課の長（担当課長を含む）をいう。

(2) 特定物品 別表に定める契約執行限度額の範囲内で購入する場合における次に掲げるものをいう。

ア 統一納入価格物品 石油類（財政局長が通知するスタンド給油用石油製品価格表に定められた単価で購入するガソリン）をいう。

イ 指定物品 図書（書籍、刊行物、地図、パンフレット、ポスター及びちらし等の既製品）、生花、D・P・E（現像、焼付、引伸）、トナー（カートリッジを含む。）、バッテリー（車両用）、ソフトウェア、CDソフトウェア類をいう。

(3) 修繕 300,000円以下で行う物品及び500,000円以下で行う車両の軽易な修理をいう。

(4) 2万円以下の物品 第2号及び第3号を除き、2万円以下で購入する物品をいう。

(契約方法及び契約の相手方)

第3条 課長が前条第2号から第4号までの契約事務を執行するときは、契約方法はすべて随意契約とする。

2 契約の相手方は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 統一納入価格物品

石油類（給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリン）については、交通局長が基本的契約事項を定めた協定を締結した者。

(2) 指定物品については、「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登載され、所在地が契約の履行場所に近い者。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(3) 修繕については、当該物品の納入業者及び製造業者又はその代理店等

(4) 2万円以下の物品については、当該物品の納入業者及び製造業者
(請書の提出)

第4条 課長は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方から請書を提出させなければならない。（給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリンの購入を除く。）

(執行の改善等)

第5条 経理課長は、各課における契約相手方の選定等について適当でないと認めるときは、当該課長に対し、その改善を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項第2号関係）

分 類	物 品 名	契約執行限度額
統一納入 価格物品	石油類（給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリン）	1,000,000円以下
指定物品	図書（書籍、刊行物、地図、パンフレット、ポスター及びちらし等の既製品）、生花、DPE（現像、焼付、引伸）、トナー（カートリッジを含む。）バッテリー（車両用）、ソフトウェア、CDソフトウェア類	50,000円以下